

長崎すて木な家づくりの会専用住宅ローン (しんきん保証基金付・全国保証付)

令和3年7月12日現在

商 品 名	長崎すて木な家づくりの会専用住宅ローン
ご利用いただける方	<p>当金庫が適当と判断し、当金庫の営業区域内に居住する方または勤労に従事する方で次の条件を全て満たされる方。</p> <p>(1)しんきん保証基金付は満20歳以上満70歳未満、最終返済時の年齢が満80歳以下の方。全国保証付は加入する団信により異なります。詳しくは窓口にお問い合わせください。</p> <p>(2)会社員・公務員の方の場合は勤続年数1年以上の方。ただし、法人役員の方は勤続年数3年、自営業の場合は営業年数3年以上の方となります。</p> <p>※その他勤務体系により要件あり。</p> <p>(3)安定した収入があり、かつ前年の年収が100万円以上の方</p> <p>(4)借換併用の場合は返済実績が原則3年以上あり直近の1年間に延滞が無い方</p> <p>(5)団体信用生命保険に加入できる方(一般団信保険料はローン金利に含まれます。フルサポート団信ご加入時はローン金利+0.1%となります)</p> <p>(6)保証会社(しんきん保証基金・全国保証)の保証が得られる方</p>
お 使 い み ち	<p>(1)申込本人が所有(共有を含む)し、かつ、申込人またはその家族が常時居住する物件を「長崎すて木な家づくりの会」から取得、または当該物件にかかる建物増改築、リフォーム資金、新築・購入する資金。</p> <p>(2)その他諸費用(登記費用・保証料・火災保険料・住宅診断検査費用等の費用など)</p> <p>(3)住宅用太陽光発電システム等のエコ関連設備の導入・設置</p> <p>(4)住宅に付随する外構工事等</p> <p>(5)住宅関連インテリア・エクステリア購入費用</p>
ご 融 資 金 額	<p>(1)しんきん保証基金付:50万円以上8,000万円以内</p> <p>※しんきん保証基金付の場合、住宅ローン残高と合せて担保価値の範囲内といたします。</p> <p>(2)全国保証付:1億円以下</p>
ご 融 資 期 間	<p>(1)しんきん保証基金付:最長35年</p> <p>(2)全国保証付:最長40年</p>
ご 融 資 利 率	<p>(1)変動金利 ご契約時の当金庫所定の利率を 年2回見直します。</p> <p>(2)10年固定 " 10年毎に見直します。</p>
金 利 優 遇 条 件	<p>「長崎すて木な家づくりの会」から住宅を新築・購入することを条件として特別優遇金利を適用します。</p> <p>お取引内容に応じた金利優遇となりますので、詳しくは窓口にご確認ください。</p>

ご返済方法	<p>契約時に指定した返済用口座より毎月元利均等返済とします。</p> <p>ご融資金額の50%を限度に、ボーナス返済との併用も可能です。</p>
所得合算	<p>申込みご本人と同居中または同居予定の配偶者・親(配偶者の親を含む)、子(子の配偶者を含む)の方で、一定の条件に該当されるいずれか1名を所得合算者とすることができます。合算できる金額は合算者の年収の50%以内、または100%以内とします。条件の詳細は窓口にお問合せください。</p>
担保	<p>ご融資対象となる土地・建物に抵当権「第一順位」を設定させていただきます。</p>
保証人	<p>(一社)しんきん保証基金または全国保証(株)の保証がつきますので原則として必要ございませんが、担保提供者または所得合算者の方は連帯保証人または連帯債務者とさせていただきます。</p>
手数料・保証料	<p>(1)当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2)(一社)しんきん保証基金または全国保証(株)へ所定の保証料をお支払いいただきます。</p>
必要書類	<p>(1)本人確認書類</p> <p>(2)公的所得証明書、源泉徴収票、税務署・市町村の収受印のある確定申告書、年金裁定通知書のいずれかの写し</p> <p>(3)見積書・注文書・請求書等(お使いみちが確認できる書類)</p> <p>(4)対象物件の全部事項証明書</p> <p>(5)住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳</p> <p>(6)不動産の購入資金の場合は、売買契約書</p> <p>(7)支払済資金の場合は、領収書、通帳等</p> <p>(8)その他金庫が必要とする書類</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
その他	<p>(1)お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(2)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問い合わせください。</p> <p>(3)つなぎローンについては、窓口までご相談ください。</p>

